

京都府都市農業振興アクションプラン（中間案）の概要

【参考資料】

社会的な動き

- 身近な農地で生産された新鮮な農産物の供給に加え、良好な景観形成や災害時の防災空間としての活用、教育・健康・福祉分野での学習や交流の場の提供など、都市農業が有する公益的機能に対する住民評価が高まる
- 人口減少や高齢化に伴う宅地需要の沈静化等により都市農地における転用の必要性が低下してきた



関連法等の制定及び改正

- ① 都市農業振興基本法の制定（H27.4）
→ 都市農業の重要性を法的に位置づけ
- ② 都市農業振興基本計画の策定（H28.5）
→ 都市農地の位置づけが「宅地化すべき」から「あるべき」に転換
- ③ 都市農業関連法制度の整備
 - ・ 生産緑地法の改正（特定生産緑地制度の創設等）
 - ・ 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定
 - ・ 関連税制の改正（相続税・固定資産税等の優遇措置の見直し）

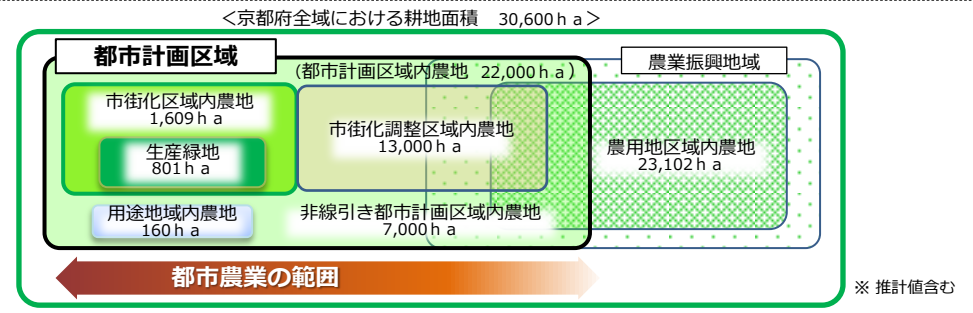
京都の都市農業

- 生産者は料理人のニーズに応える最高の農産物を生産、料理人はその農産物にふさわしい献立を開発しながら研鑽を重ねてきた結果、京野菜、京たけのこ及び宇治茶等の伝統ある高品質な食材は、和食文化をはじめとする京の食文化を支えている
- 市街化区域内農地は税負担が大きい等の理由により10年間で約20%減少。また、H34には府内生産緑地の約9割が市町への買取申出が可能となり、小規模農家を中心に農地の転用・売却が進むおそれ
- 府人口のうち約240万人は都市計画区域に居住しており、都市農業が発揮する公益的機能等享受
- 都市農業者は、地域におけるコミュニケーション形成の役割を担っている

農が育む多面的機能と都市との共生社会の実現

【京都府における都市農業と市町村計画】

市街化区域内（非線引き都市計画区域における用途地域内を含む）を中心とし、その周辺地域も含めた都市計画区域内で行われる農業の範囲を基本とする。
また、本計画により市町村の計画策定を促進することとし、市町村計画においては、各地域により都市農業のおかれている状況が異なることから、地域の現状に応じたものとする。



【推進体制】

- 『京都府都市農業推進協議会(仮)』の設置
(構成員：府、市町村、農業・観光関係団体等)
市町村と協同し、都市農業対策を推進
- ① 都市農業振興アクションプランに係る情報共有及び進捗管理
 - ② 市町村による地方計画策定の支援
 - ③ 関係団体による普及啓発の支援

方向性 【主な対象者】	現状・課題	目標	スキーム
① 都市農業の安定的な承継（農業経営の確立） 【企業の農業経営体】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小さい経営面積においても安定した経営を実現するため、6次産業化等の取組の推進が必要 ○ 比率が高い直販などの多様な流通形態を活かした販売力の強化が必要 ○ ブランド力はあるが供給量の少ない京野菜や宇治茶等は、需要ニーズに対応した生産量の確保が必要 ○ 農地中間管理機構などの制度が活用されず、都市農地の貸し手と借り手をマッチングする仕組みがない 	【農業経営体の育成と「ものづくり農業」の推進】 農家により伝承されてきた技術や「振り売り」に代表される農業者の顔が見える流通形態など、京都の都市農業を育ててきた伝統と文化を活かし、農業経営体の農業経営を維持・発展させ、京都府都市農業を次世代へ承継する	(1) 観光や食産業と連携した農業経営の多角化や立地を活かした多様な流通形態の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農家レストランや農産物加工、食産業サプライチェーン強化、農産物を活かした産業ツアー、交流型契約栽培等の6次産業化の推進 ・ 生産者と消費者・実需者とのマッチングによる有利な販路（BtoB、BtoC）の拡大と流通ロットの確保及び経営力の強化に向けた生産者のグループ化の支援 ・ 京都府農業改良普及センターを核とした「京の農業応援隊」による技術指導のほか経営の多角化等の伴走支援の強化 (2) 高品質な農産物生産に伴う技術力の向上と生産条件の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に配慮した営農技術の普及 ・ 農業用機械等の整備や水路等の保全 (3) 農地の流動化による担い手への集積 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関が連携した都市農地貸借の推進（農地バンクの設置） ・ 施策や法律、制度等に関する農業経営体向け相談窓口の設置
② 「農」と緑の都市空間の形成（農地活用） 【農地を活用する多様な主体・都市農業者】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市農業者以外の主体による都市農地の活用が少ないことから、小規模経営や相続等により営農の継続が困難な農地については、多様な主体による積極的な活用が必要 ○ 防災協力農地や良好な景観など、都市と緑の空間の維持による多様な機能の発揮・活用の推進が必要 	【多様な主体や担い手による農地の活用と「ことづくり農業」の推進】 都市農地が今後も安定的に維持され、農地が有する多様な機能を発揮し、都市インフラの重要な要素として理解され、都市と「農」が調和したまちづくりを形成するため、農地の活用を目的とした流動化対策や新たな「農」の担い手確保、緑地空間活用等を推進する	(1) 多様な主体による新たな農地活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人、福祉事業者等の農外参入企業や小規模農業者等による教育・健康・農福連携など新たな用途としての農地活用の推進 ・ 法律や制度等に関する小規模農家向け相談窓口の設置 ・ 農業用小型機械のシェアリングの推進 (2) 緑地など都市空間・インフラとしての確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産緑地制度や防災協力農地の普及啓発
③ 「農」のある豊かな暮らしの享受（「農」を通じた交流） 【都市住民】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市住民は農業に触れる機会が少ないことから、都市住民に対する農業への理解促進を図ることが必要 ○ 都市と農業が近接する立地を活かした食育活動などの推進が大切 	【都市住民の農業理解の促進と「農」を通じた地域コミュニティの形成】 都市と農業が近接する京都の特徴を活かして、都市住民による農業への参画や体験型食育の推進、体験農園等の「農」に親しむ交流の場を創出など、これらの取組を核とした地域コミュニティの形成を図り、都市住民が農業・農の空間に積極的に関わることにより、暮らしに「農」が取り入れられた共生関係を構築する	(1) 「農」を通じた人と人との交流促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 体験農園や市民農園を通じた「農」とのふれあいを身近に感じる機会の創出 ・ 子どもたちを対象とした学習農園を利用した情操教育の推進 ・ 生産者直売マルシェなど地場野菜の直接購入機会の創出 ・ 身近な「農」を活かした食育活動・地産地消の推進（都市農業者、八百屋、直売所等） ・ 多彩なイベント等の情報発信（京都府農業のショーケース） (2) まちからむらへの掛け渡し <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都援農隊（事務局：京都府農業改良普及センター）活動の推進による労働力の補完や就農・就業機会の創出 ・ 移住希望者や週末農業者を対象とした「農業塾」の開講による将来の府域の農業担い手の育成

